

徳島県告示第五百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

1 4 0	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供 用 開 始 の 期 日
		大 利 辻	三好市井川町河原五一九六番 一地先から 同 吉木四八二九番 地先まで	八三・三	令 和 元 年 十 二 月 三 日